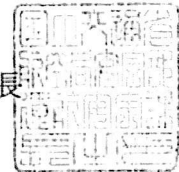


国空航第420号
令和元年6月18日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



小型航空機等の運航に係る法令遵守及び安全優先の意識の徹底について

小型航空機等の運航に関しては、これまでも航空安全講習会等を通じて、法令遵守及び安全優先の意識の徹底を図るとともに、小型航空機等の安全推進委員会において、有識者や関係団体の意見を踏まえながら、更なる安全対策を検討・推進してきたところです。

しかしながら、平成30年9月16日に大分空港において胴体着陸事案を発生させた個人操縦士が、航空身体検査証明の有効期間及び特定操縦技能審査の操縦等可能期間のいずれも超過した状態で当該飛行を行っていたことが判明しました。更に調査を進めた結果、当該操縦士は、当該飛行を含め、航空身体検査証明の有効期間を超過した状態での飛行を断続的に計88回、特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態での飛行を断続的に計36回実施したことが確認されました。当該操縦士は、これらの違反行為があったことを事後的に把握していたにもかかわらず、その事実を報告せず、有効な対策をとらないまま、長期間にわたって同様な事案を繰り返し行っていました。なお、少なくとも平成28年8月14日の飛行については、特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態であることを認識しながら行ったものと認められました。これらは、航空法（昭和27年法律第231号）第28条第1項及び同法第71条の3第1項に違反する行為に該当するとともに、法令遵守及び安全優先の意識が大きく欠如した非常に悪質な行為でありました。

また、当該操縦士は、自らが航空法令や安全確保を含めた特定操縦技能の審査を行う操縦技能審査員でしたが、これらの法違反の事実を報告することなく平成29年1月10日に審査員の認定を再取得しており、操縦技能審査員としての適格を著しく欠くものであったと認められます。

これを受け、本日（6月18日）付で当該操縦士に対し、航空法第30条の規定に基づく航空業務停止及び同法第71条の3第4項の規定に基づく操縦技能審査員の認定の取り消しを行ったところです。

航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度は操縦士の心身の状態及び操縦技能の維持を図るものであり、これらの制度を含めた法令遵守及び安全意識の徹底は、航空の安全確保にとって極めて重要なものです。小型航空機等の運航の安全性向上のために取組む中で、今回の事案が発生したことは、航空安全に対する信頼を失墜させかねないものであり、極めて遺憾です。

つきましては、貴団体等におかれましても、下記のとおり小型航空機等の法令遵守及び安全優先の意識徹底のための指導・周知を図って頂きますようお願いいたします。

記

1. 傘下会員及び関係団体等に対し、速やかに、本事案の事例周知をし、毎飛行前に資格等の有効期間を確認するなど厳格な期限管理を徹底するとともに、航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度を含めた法令遵守・安全優先の意識徹底を図ること。また、安全講習会を含めたあらゆる機会を通じて継続的に注意喚起・周知徹底を図ること。
2. 傘下の操縦技能審査員に対し、改めて航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度を含めた法令遵守・安全優先の意識を徹底するとともに、特定操縦技能審査の機会を通じて、受審者の航空法令・安全確保に関する知識を確認すること。
3. 航空法令の違反又はそのおそれがあることを知り得たときは航空局に対して速やかに報告すること。

以上